

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月12日

【四半期会計期間】 第51期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社 SANKYO  
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03(5778)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03(5778)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第50期 第2四半期 連結累計期間	第51期 第2四半期 連結累計期間	第50期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高	(百万円)	36,844	74,648	146,579
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	4,380	12,243	14,870
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( )	(百万円)	4,162	8,504	8,728
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,681	8,285	9,073
純資産額	(百万円)	401,670	355,142	371,670
総資産額	(百万円)	453,430	427,397	434,648
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	44.53	100.79	94.48
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	98.93	94.39
自己資本比率	(%)	88.5	83.0	85.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,788	493	25,313
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,654	2,018	5,101
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,027	5,011	50,782
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	226,571	216,173	218,672

回次		第50期 第2四半期 連結会計期間	第51期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	33.77	50.69

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第50期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失( )」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )」としております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向など緩やかな回復基調が続く一方で、中国をはじめとするアジア新興国等の景気下振れが、わが国の景気にも影響を及ぼすリスクが懸念視されております。

当パチンコ・パチスロ業界では、遊技機メーカー、パーラーなどの業界14団体が長らく続いているファン人口減少に歯止めをかけるべく、気楽に遊べる遊技環境の整備に着手しております。メーカーサイドの取り組みといたしましては、のめり込み防止を目的とした遊技機の仕様の自主規制のほか、遊びやすい多様な遊技機の開発がテーマとなっております。

こうした中、当社グループでは、シリーズ10作目となる定番タイトル「エヴァンゲリオン」をはじめ、順調に新機種をリリースするとともに、リユース機も継続的に投入しました。また、前期に投入したシンプルで遊びやすいタイプの「フィーバーキーン」、「フィーバーパワフル」は、安定した人気が続けられリピートオーダーを積み上げました。

しかしながら、自主規制による新基準への移行を前にした旧基準機の熾烈な販売競争のあおりを受け、新機種を中心に売上高は伸び悩みました。一方、利益面では広告宣伝費等の抑制に加え、自主規制の影響により研究開発費の一部が下期に期ずれしていることから年度計画に対して高い進捗率となりましたが、通期では影響が軽微であるため、通期連結業績予想につきましては据え置きとしております。

以上の結果、売上高746億円（前年同四半期比102.6%増）、営業利益113億円（前年同四半期は48億円の営業損失）、経常利益122億円（前年同四半期は43億円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益85億円（前年同四半期は41億円の親会社株主に帰属する四半期純損失）と、販売計画が下期偏重であった前年同四半期の赤字から黒字へと転換いたしました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高533億円（前年同四半期比164.0%増）、営業利益108億円（前年同四半期は35億円の営業損失）、販売台数153千台となりました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー宇宙戦艦ヤマト」（平成27年5月）、「フィーバークロスフロンティア2」（平成27年8月）、Bistyブランドの「エヴァンゲリオン」（平成27年9月）、JBブランドの「パッションモンスター」（平成27年6月）であります。

#### パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、売上高149億円（前年同四半期比35.6%増）、営業利益33億円（同116.9%増）、販売台数44千台となりました。販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ 陸奥圓明流外伝 修羅の刻」（平成27年4月）、「パチスロ マクロスフロンティア2 Bonus Live Ver.」（平成27年9月）、Bistyブランドの「エヴァンゲリオン・希望の槍」（平成27年6月）であります。

#### 補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高59億円（前年同四半期比15.4%増）、営業利益1億円（同24.8%増）となりました。

#### その他

その他につきましては、売上高3億円（前年同四半期比17.8%減）、営業損失3億円（前年同四半期は3億円の営業損失）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は4,273億円であり、前連結会計年度末と比べ72億円減少しました。これは主に、有価証券が250億円増加となりましたが、現金及び預金が274億円、投資有価証券が43億円それぞれ減少したことによるものであります。

負債は722億円であり、前連結会計年度末と比べ92億円増加しております。これは主に、支払手形及び買掛金が133億円減少となりましたが、新株予約権付社債が200億円、未払金（流動負債「その他」に含む）が34億円それぞれ増加したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ165億円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益を85億円計上した一方、自己株式の取得186億円、配当金の支払い64億円によるものであります。この結果、純資産は3,551億円となり、自己資本比率は2.5ポイント減少し、83.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ24億円減少し、2,161億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ42億円増加し、4億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益122億円、未払金の増加額（「その他」に含む）34億円、減価償却費20億円であり、支出の主な内訳は、仕入債務の減少額133億円、法人税等の支払額36億円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ36億円増加し、20億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、投資有価証券の償還による収入200億円であり、支出の主な内訳は、投資有価証券の取得による支出160億円、有形及び無形固定資産の取得による支出20億円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ20億円増加し、50億円の資金の支出となりました。支出の主な内訳は、自己株式の取得による支出186億円、配当金の支払額64億円によるものであり、収入の主な内訳は、新株予約権付社債の発行による収入201億円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は109億円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
合計	144,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	89,597,500	89,597,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
合計	89,597,500	89,597,500	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月3日
新株予約権の数	848個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	84,800株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成27年7月24日から平成77年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,466円 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、当該相続人が当該新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする(ただし、当該新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。)。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、当該新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



- (6) 本新株予約権の割当てを受けた者が、割当日における地位に応じた次の任期（以下「予定任期」という。）中に、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、予定任期の開始日（ただし、当該日より後に割当日における地位に就任した場合は就任日）から当該地位喪失日の属する月までの月数（ただし、月の15日までに地位を喪失した場合はその月を含めないものとして計算する。以下、「在任月数」という。）に応じて、次の算式により算出された個数の新株予約権は行使できないものとする。ただし、予定任期中に新株予約権者が死亡し、又はやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部又は一部をその在任月数として計算することができる。

当社及び当社の関係会社の取締役の任期 平成27年7月1日から平成28年6月30日まで

当社の執行役員の任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

$$\text{行使できない新株予約権の個数} = \frac{12\text{か月} - \text{在任月数}}{12\text{か月}} \times \text{当社及び当社の関係会社の取締役及び執行役員に割り当てられた新株予約権の個数}$$

- (7) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
以下の事項に準じて決定する。  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月7日
新株予約権の数	2,000個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,850,596株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	5,194円(注)3
新株予約権の行使期間	平成27年8月6日から平成32年7月9日まで(注)4 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,194円 資本組入額 2,597円(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 本社債の額面金額合計額1,000万円につき1個とする。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、5,194円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2) 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成32年7月9日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、その時点で適用のある法律上実行可能であり、そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て合理的な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記の通りとする。
- 新株予約権の数  
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- 新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は上記(注)3(3)と同様の調整に服する。
- (イ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ロ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	-	89,597,500	-	14,840	-	23,750

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社マーフコーポレーション	東京都港区南青山七丁目1番29号 (201)	28,346	31.63
株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	8,120	9.06
赤石典子	群馬県桐生市	2,506	2.79
毒島章子	群馬県桐生市	2,506	2.79
毒島秀行	東京都渋谷区	2,431	2.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,183	2.43
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島四丁目16番13号)	2,145	2.39
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,839	2.05
ビーエヌワイエム トリーティー ディティティ 15 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,834	2.04
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番 2号	1,201	1.34
合計		53,114	59.28

(注) 1 所有株式数は千株未満、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2 上記所有株式のうち、信託業務等に係る株式数は以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,183千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,839千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,120,000	-	単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,324,300	813,243	同上
単元未満株式	普通株式 153,200	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	89,597,500	-	単元株式数は100株
総株主の議決権	-	813,243	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株(議決権数31個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式79株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	8,120,000	-	8,120,000	9.06
合計	-	8,120,000	-	8,120,000	9.06

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	133,675	106,175
受取手形及び売掛金	45,070	45,231
有価証券	129,999	154,999
商品及び製品	62	419
仕掛品	741	896
原材料及び貯蔵品	2,742	2,324
その他	12,755	12,718
貸倒引当金	3	2
流動資産合計	325,043	322,763
固定資産		
有形固定資産	47,424	47,428
無形固定資産		
のれん	1,741	1,372
その他	436	396
無形固定資産合計	2,178	1,769
投資その他の資産		
投資有価証券	54,106	49,782
その他	6,303	6,060
貸倒引当金	26	26
投資損失引当金	379	379
投資その他の資産合計	60,003	55,436
固定資産合計	109,605	104,633
資産合計	434,648	427,397
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,204	27,835
未払法人税等	3,804	2,933
賞与引当金	833	1,013
その他	9,068	12,183
流動負債合計	54,911	43,965
固定負債		
新株予約権付社債	-	20,096
退職給付に係る負債	4,388	4,474
資産除去債務	63	63
その他	3,615	3,653
固定負債合計	8,067	28,288
負債合計	62,978	72,254

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,750	23,750
利益剰余金	347,975	350,052
自己株式	19,724	38,393
株主資本合計	366,840	350,248
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,794	4,578
退職給付に係る調整累計額	218	221
その他の包括利益累計額合計	4,575	4,357
新株予約権	253	537
純資産合計	371,670	355,142
負債純資産合計	434,648	427,397



## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	36,844	74,648
売上原価	19,674	40,849
売上総利益	17,170	33,798
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 22,023	<sup>1</sup> 22,420
営業利益又は営業損失( )	4,853	11,377
営業外収益		
受取利息	468	353
受取配当金	265	295
持分法による投資利益	-	186
その他	95	150
営業外収益合計	828	985
営業外費用		
支払利息	0	-
持分法による投資損失	343	-
投資事業組合運用損	8	47
社債発行費	-	70
その他	2	2
営業外費用合計	355	120
経常利益又は経常損失( )	4,380	12,243
特別利益		
固定資産売却益	1	-
特別利益合計	1	-
特別損失		
固定資産廃棄損	7	8
役員退職慰労金	1,790	-
特別損失合計	1,797	8
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	6,176	12,234
法人税、住民税及び事業税	174	2,928
法人税等調整額	2,084	801
法人税等合計	1,910	3,729
四半期純利益又は四半期純損失( )	4,266	8,504
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	103	-
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	4,162	8,504

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	4,266	8,504
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	361	197
退職給付に係る調整額	0	29
持分法適用会社に対する持分相当額	54	50
その他の包括利益合計	415	218
四半期包括利益	4,681	8,285
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,577	8,285
非支配株主に係る四半期包括利益	103	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前 四半期純損失( )	6,176	12,234
減価償却費	1,674	2,069
のれん償却額	368	368
株式報酬費用	251	287
引当金の増減額( は減少)	569	179
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	57	129
受取利息及び受取配当金	733	648
支払利息	0	-
持分法による投資損益( は益)	343	186
売上債権の増減額( は増加)	10,666	160
たな卸資産の増減額( は増加)	7,380	93
仕入債務の増減額( は減少)	19,470	13,369
その他	15,228	2,670
小計	2,745	3,480
利息及び配当金の受取額	609	642
利息の支払額	0	-
法人税等の支払額	7,143	3,629
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,788	493
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	500	-
有価証券の取得による支出	5,000	5,000
有価証券の償還による収入	5,000	5,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	2,030	2,063
有形及び無形固定資産の売却による収入	1	102
投資有価証券の取得による支出	16,005	16,026
投資有価証券の償還による収入	16,000	20,000
貸付金の回収による収入	1	10
その他	121	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,654	2,018
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	3	4
自己株式の取得による支出	1	18,685
新株予約権付社債の発行による収入	-	20,100
配当金の支払額	7,021	6,421
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,027	5,011
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	12,470	2,499
現金及び現金同等物の期首残高	239,041	218,672
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 226,571	1 216,173

【注記事項】

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
販売手数料	1,133百万円	4,487百万円
広告宣伝費	1,865百万円	1,099百万円
給与手当	1,394百万円	1,419百万円
賞与引当金繰入額	487百万円	484百万円
役員退職慰労引当金繰入額	12百万円	-
退職給付費用	89百万円	108百万円
研究開発費	13,389百万円	10,998百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	111,576百万円	106,175百万円
有価証券勘定	158,001百万円	154,999百万円
合計	269,577百万円	261,175百万円
運用期間が3か月を超える債券他	43,006百万円	45,002百万円
現金及び現金同等物	226,571百万円	216,173百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,021	75.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	7,021	75.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,421	75.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	6,110	75.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年7月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得を決議し、実施しております。この結果、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が18,682百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	20,218	11,012	5,188	36,419	425	36,844	-	36,844
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	20,218	11,012	5,188	36,419	425	36,844	-	36,844
セグメント利益 又は損失( )	3,550	1,528	114	1,907	310	2,217	2,635	4,853

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。
- 2 セグメント利益又は損失( )の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	53,377	14,932	5,987	74,298	349	74,648	-	74,648
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	53,377	14,932	5,987	74,298	349	74,648	-	74,648
セグメント利益 又は損失( )	10,865	3,315	143	14,324	322	14,001	2,624	11,377

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。
- 2 セグメント利益又は損失( )の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

( 1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )	44円53銭	100円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 又は親会社株主に帰属する四半期純損失 金額( ) (百万円)	4,162	8,504
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は親会社株主に帰属 する四半期純損失金額( ) (百万円)	4,162	8,504
普通株式の期中平均株式数 (株)	93,471,915	84,376,193
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	98円93銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	2
(うち受取利息(税額相当額控除後)) (百万円)	-	( 2)
普通株式増加数 (株)	-	1,566,287
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第51期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）中間配当については、平成27年11月5日開催の取締役会において、平成27年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	6,110百万円
1株当たりの金額	75.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年12月4日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月12日

株式会社SANKYO  
(登記社名 株式会社三共)  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 宅 孝 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。